

平成十三年経済産業省令第八百三十三号

電子レンジの製造等の事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

法律第四十八号)第二十一一条第一項の規定に基づき、電子レンジの製造の事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように定める。

目次

第一章 製造事業者の判断の基準となるべき事項(第一条～第十条)

第二章 輸入販売事業者の判断の基準となるべき事項(第十一条～第十八条)

附則 第二章 製造事業者の判断の基準となるべき事項(第十九条～第二十条)

(原材料の工夫)

第一条 電子レンジの製造の事業を行う者(以下「製造事業者」という。)は、電子レンジに係る再生資源の利用を促進するため、筐体その他の電子レンジの部品等(部品又は部材をいいう。以下同じ。)への再生資源としての利用が可能な原材料の使用、部品等に使用する原材料の種類等の数の削減、再生資源としての利用が可能な原材料から分離することが困難な部品等の数の削減その他の措置を講ずるものとする。

(構造の工夫)

第二条 製造事業者は、電子レンジに係る再生資源の利用を促進するため、ねじの数量の削減その他の部品等の取り外しの容易化、取っ手を取り付けることその他の回収及び運搬の容易化その他の措置により、電子レンジの処理を容易にするものとする。

第三条 製造事業者は、電子レンジに係る再生資源の利用を促進するため、重量が百グラム以上の合成樹脂製の部品等の材質名の表示その他の分別のための工夫を行うことにより、電子レンジに係る再生資源の利用のための分別を容易にするものとする。

第四条 製造事業者は、電子レンジに係る再生資源の利用を促進するため、原材料の毒性その他の特性に配慮することにより、処理に係る安全性を確保するものとする。

(安全性等の配慮)

第五条 製造事業者は、前各条に規定する取組により電子レンジに係る再生資源の利用を促進する際には、電子レンジの安全性及び耐久性その他の必要な事情に配慮するものとする。

第六条 製造事業者は、電子レンジに係る再生資源の利用を促進するため、必要な技術の向上を図るものとする。

(技術の向上)

第七条 製造事業者は、電子レンジの設計に際して、電子レンジに係る再生資源の利用を促進するために、第一条から第四条までに規定する取組について、あらかじめ電子レンジの評価を行うものとする。

第八条 製造事業者は、電子レンジに係る再生資源の利用を促進するため、部品等に含有される別表に定める物質の種類及び含有率の把握その他他の措置により当該物質を管理するものとする。

第九条 製造事業者は、電子レンジの構造、部品等の取り外し方法、部品等の材質名その他の電子レンジに係る再生資源の利用の促進に資する情報の提供を行うものとする。

第十条 製造事業者は、前項のほか、電子レンジに係る再生資源の利用を促進するため、部品等に含有される別表に定める物質の種類及び含有率において、情報の提供を行うものとする。この場合において、情報の提供は日本産業規格C0950により行うものとする。

第十二条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源の利用を促進するため、ねじの数量の削減その他の部品等の取り外しの容易化、取っ手を取り付けることその他の回収及び運搬の容易化その他の措置がなされた電子レンジを自ら輸入して販売することにより、電子レンジの処理を容易にするものとする。

第十三条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源の利用を促進するため、重量が百グラム以上の合成樹脂製の部品等の材質名の表示その他の分別のための工夫がなされた電子レンジを自ら輸入して販売することにより、電子レンジに係る再生資源の利用のための分別を容易にするものとする。

第十四条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源の利用を促進するため、原材料の毒性その他の特性に配慮がなされた電子レンジを自ら輸入して販売することにより、処理に係る安全性を確保するものとする。

第十五条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源の利用を促進するため、必要な知識の向上を図るものとする。

(事前評価)

第十六条 輸入販売事業者は、自ら輸入した電子レンジの販売に際して、電子レンジに係る再生資源の利用を促進するため、第十一条から第十二

としての利用が可能な包装材を他の包装材から分離することが容易な構造の採用、回収及び運搬が容易な構造の採用その他の措置を講ずるものとする。

第十七条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することが困難な部品等の数の削減その他の措置がなされた電子レンジを自ら輸入して販売するものとする。

第十八条 第五条、第八条及び第九条の規定は、輸入販売事業者に準用する。この場合において、第五条中「前各条」とあるのは「第十一條から第十四条まで」と読み替えるものとする。

第十九条 輸入販売事業者は、平成十三年四月一日から施行する。

第二十条 輸入販売事業者は、平成十八年七月一日から施行する。

第二十一条 輸入販売事業者は、平成十八年七月一日から施行する。

第二十二条 輸入販売事業者は、平成十八年七月一日から施行する。

第二十三条 輸入販売事業者は、平成十八年七月一日から施行する。

第二十四条 輸入販売事業者は、平成十八年七月一日から施行する。

第二十五条 輸入販売事業者は、平成十八年七月一日から施行する。

第二十六条 輸入販売事業者は、平成十八年七月一日から施行する。

第二十七条 輸入販売事業者は、平成十八年七月一日から施行する。

第二十八条 輸入販売事業者は、平成十八年七月一日から施行する。

第二十九条 輸入販売事業者は、平成十八年七月一日から施行する。

第三十条 輸入販売事業者は、平成十八年七月一日から施行する。

第三十一条 輸入販売事業者は、平成十八年七月一日から施行する。

第三十二条 輸入販売事業者は、平成十八年七月一日から施行する。

第三十三条 輸入販売事業者は、平成十八年七月一日から施行する。

第三十四条 輸入販売事業者は、平成十八年七月一日から施行する。

第三十五条 輸入販売事業者は、平成十八年七月一日から施行する。

第三十六条 輸入販売事業者は、平成十八年七月一日から施行する。

別表(第八条、第九条、第十八条関係)
一 鉛及びその化合物
二 水銀及びその化合物
三 六価クロム化合物
四 カドミウム及びその化合物
五 ポリブロモビフェニル
六 ポリブロモジフェニルエーテル

四条までに規定する取組について、あらかじめ電子レンジの評価を行うものとする。

第五条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源としての利用が可能な包装材を他の包装材から分離することが容易な構造の採用、回収及び運搬が容易な構造の採用その他の措置を講ずるものとする。

第六条 輸入販売事業者は、前項の評価を行って、あらかじめ電子レンジの種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めるものとする。

第七条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源としての利用が可能な原材料の使用、再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することができるものとする。

第八条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離するため、再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することができるものとする。

第九条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離するため、再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することができるものとする。

第十条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離するため、再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することができるものとする。

第十一条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離するため、再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することができるものとする。

第十二条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離するため、再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することができるものとする。

第十三条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離するため、再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することができるものとする。

第十四条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離するため、再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することができるものとする。

第十五条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離するため、再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することができるものとする。

第十六条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離するため、再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することができるものとする。

第十七条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離するため、再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することができるものとする。

第十八条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離するため、再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することができるものとする。

第十九条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離するため、再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することができるものとする。

第二十条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離するため、再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することができるものとする。

第二十一条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離するため、再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することができるものとする。

第二十二条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離するため、再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することができるものとする。

第二十三条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離するため、再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することができるものとする。

第二十四条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離するため、再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することができるものとする。

第二十五条 輸入販売事業者は、電子レンジに係る再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離するため、再生資源としての利用が可能な原材料を他の原材料から分離することができるものとする。